

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	細田 和博
登録番号又は法人番号	9 1 1 0 4 7 9
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所名称	細田行政書士事務所
事務所所在地	茨城県神栖市矢田部 8 5 6 1 番地 6
処分年月日	平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日から 1 年間の会員権利停止
上記処分をした理由	細田会員は、茨城県行政書士会会則第 14 条第 1 項による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第 1 3 条、茨城県行政書士会会則第 6 6 条第 1 項に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 3 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。  茨城県行政書士会会則第 6 6 条第 1 項 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。  茨城県行政書士会会則第 9 1 条第 1 項 会長は、本会会員が法令若しくは茨城県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。